

VI 参考資料

- 1 北九州市事務分掌規則(抜すい)
- 2 北九州市区役所等事務分掌規則(抜すい)
- 3 北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱
- 4 北九州市自治基本条例(抜すい)
- 5 令和5年度市民意識調査「市政評価と市政要望」(概要版)
- 6 政令指定都市・九州各都市の広聴担当課

北九州市事務分掌規則(抜すい)

(事務分掌)

第3条 第1条の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

総務市民局

市民部

広聴課

調査係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 広聴活動の企画及び連絡調整に関する事。
- (3) 市政モニターその他世論の調査に関する事。
- (4) 広聴集会に関する事。
- (5) 市民意見提出手続に関する事。

相談係

- (1) 苦情、要望等の処理に関する事。
- (2) 各種相談の処理に関する事。
- (3) 庁内案内及び庁内放送に関する事。
- (4) 区役所の総務企画課との連絡調整(広聴に関するものに限る。)に関する事。
- (5) その他広聴に関する事。

北九州市区役所等事務分掌規則(抜すい)

(区役所等の事務分掌)

第2条 前条の組織及び出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

総務企画課

広報広聴係(小倉南区役所は企画広聴係)

- (1) 苦情、要望、各種相談等(他の所管に属するものを除く。)の処理に関する事。
- (2) 広聴集会に関する事。
- (3) 出張所相談業務に係る連絡調整に関する事(小倉北区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く。)
- (4) 広報に関する事。

松ヶ江出張所(門司区役所)

大里出張所(門司区役所)

曾根出張所(小倉南区役所)

両谷出張所(小倉南区役所)

東谷出張所(小倉南区役所)

島郷出張所(若松区役所)

折尾出張所(八幡西区役所)

上津役出張所(八幡西区役所)

八幡南出張所(八幡西区役所)

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 軽易な各種相談、苦情及び要望等の受付及び処理に関する事。

北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市自治基本条例（平成22年北九州市条例第30号）の目的及び理念に基づき、市民意見提出手続きに関し必要な事項を定めることにより、市民の意見等を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市政に関し市民に説明する責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見提出手続き 市の基本的な計画等を立案する過程において、当該基本的な計画等の案を広く市民等に公表し、これに対して提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して当該基本的な計画等の意思決定を行うとともに、当該意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方等を公表する手続きをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定、制定、変更等（以下「策定等」という。）について意思決定を行おうとするときは、この要綱に従い、市民意見提出手続きを経るものとする。

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (3) 広く市民の生活に影響を与える規制に関する条例（市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 北九州市公共事業評価システム要綱（平成19年11月26日施行）において評価を行う公共事業

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、市民意見提出手続きを経ることなく、計画等の策定等について意思決定を行うことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められている場合
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）においてこの要綱に準じた手続きを実施して策定した答申等に基づき、実施機関が、計画等の策定等を行おうとする場合
- (5) 計画等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

(公表の内容及び手段)

第5条 実施機関は、計画等の策定等について意思決定を行おうとするときは、意思決定前の適切

な時期に、当該策定等をしようとする計画等の案（以下「計画等の案」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、計画等の案を公表するときは、市民等の理解に資するため、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案に関連する資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとし、計画等の案及び前項に規定する資料が相当量に及ぶときは、それらの概要を公表するとともに、当該計画等の案及び資料の閲覧又は配布の方法を明らかにするものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載

（提出の方法及び期間）

第6条 計画等の案について意見等を有する市民等は、次に掲げる方法により、実施機関に対して当該意見等を提出することができる。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 前項の規定により、市民等が意見等の提出を行うことができる期間については、実施機関が計画等の案の公表の日から1月程度を目安として定めるものとする。

3 実施機関は、前項の規定による意見等の提出に関し、氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

4 実施機関は、前条第1項の規定による公表の際に、意見等の提出方法、提出期間、提出先等を明示するものとする。

（意見等の考慮義務）

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案の修正を行った際は、その修正内容

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（議会への報告）

第8条 実施機関は、市民意見提出手続を行うに当たっては、北九州市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成20年北九州市条例第43号）に定める議会への報告を行うものとする。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年度1回、市民意見提出手続の実施状況について、その概要を公表するものと

する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、総務市民局長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○北九州市自治基本条例(抜すい)

第5章 市政運営

第2節 市政への市民参画

(市民参画の制度の整備)

第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

(パブリックコメント手続)

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(市民の意見及び提案)

第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。

令和5年度市民意識調査「市政評価と市政要望」 (概要版)

1 調査の概要

- 【目的】 今後の市政運営に役立てるため、市民の市政全般に対する「評価」と「要望」を郵送調査により把握するもの。
- 【調査内容】 市の主要な施策や事業を短文(調査項目)で列挙し、その中から以前に比べて「かなりよくなっているもの」(評価)と「もっと力を入れてほしいもの」(要望)それぞれ上位3位を選択してもらい、1位3点、2位2点、3位1点として得点数を集計し、順位付けを行う。
- 【対象者】 市内に居住する18歳以上の男女個人3,000人(住民基本台帳から等間隔抽出)
- 【有効回収数】 1,172(有効回収率39.1%)
- 【調査期間】 令和5年5月15日～令和5年6月15日

2 調査結果の概要

(1) 市政評価 「かなりよくなっている」

- ◆ 1位は「防犯、暴力追放運動の推進」で、9年連続1位であった。
- ◆ 2位は「子育て支援の推進」で、3年連続2位であった。
- ◆ 1位から6位までは、順位変動はあるものの、昨年度と同様の項目が入っている。

順位	調査項目	スコア
1位	防犯、暴力追放運動の推進	886
2位	子育て支援の推進	735
3位	医療・衛生管理体制の充実(救急医療、感染症対策など)	693
4位	ごみの適正処理とリサイクル	537
5位	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	413
6位	健康づくりの推進(検診、予防、食育など)	349
7位	身近な生活道路の整備	200
8位	市役所の窓口サービスの向上	198
9位	都市景観の整備(まち並みづくりと歴史的建造物の活用など)	170
10位	大気・騒音・水質などの環境保全	164

スコア：1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

(2) 市政要望 「もっと力を入れてほしい」

- ◆ 1位は「高齢社会対策の推進」で、2年連続1位であった。
- ◆ 2位は「子育て支援の推進」で、2年連続2位であった。
- ◆ 1位から9位までは、順位変動はあるものの、昨年度と同様の項目が入っている。

順位	調査項目	スコア
1位	高齢社会対策の推進	870
2位	子育て支援の推進	679
3位	産業の振興(企業の誘致・成長支援、雇用の促進など)	531
4位	学校教育の充実	375
5位	医療・衛生管理体制の充実(救急医療、感染症対策など)	333
6位	身近な生活道路の整備	247
7位	市街地の整備・再開発	243
8位	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	221
9位	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	210
10位	道路・交通ネットワークの整備	183

スコア：1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

(3) 市政評価と市政要望の関係

- ① これまでの行政努力が評価されながらも、より一層の高水準サービスや改善が求められている施策
(評価、要望ともに上位10位以内)

調査項目	市政評価		市政要望	
	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
子育て支援の推進	2位	2位	2位	2位
医療・衛生管理体制の充実(救急医療、感染症対策など)	3位	3位	5位	4位
身近な生活道路の整備	7位	9位	6位	6位
公園の整備など、緑のまちづくりの推進	5位	5位	9位	10位

- ② これまでの行政努力が高く評価されている現状満足型の施策
(評価が上位10位以内で要望が下位10位以内) ※該当なし
- ③ これまでの行政努力に対する評価が低く、今後の行政努力が強く期待されている施策
(評価が下位10位以内で要望が上位10位以内) ※該当なし
- ④ これまでの行政努力に対する評価、今後の要望ともに低い施策
(評価、要望ともに下位10位以内)

調査項目	市政評価		市政要望	
	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
ボランティア・NPO活動の支援	31位	32位	34位	34位
自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	29位	33位	33位	30位
人権の尊重と男女共同参画(あらゆる分野への女性の参画)の推進	32位	28位	31位	30位
地域コミュニティづくりの支援	29位	31位	31位	29位
消費者被害防止対策	33位	34位	27位	28位

3 調査結果

(表1) 市政評価上位10位の推移

カッコ内の数字はスコア(得点数)で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1位	防犯、暴力追放運動の推進 (1,417)	防犯、暴力追放運動の推進 (967)	防犯、暴力追放運動の推進 (831)	防犯、暴力追放運動の推進 (886)
2位	ごみの適正処理とリサイクル (924)	子育て支援の推進(803)	子育て支援の推進(828)	子育て支援の推進(735)
3位	子育て支援の推進(863)	ごみの適正処理とリサイクル (794)	医療・衛生管理体制の充実 (816)	医療・衛生管理体制の充実 (693)
4位	医療・衛生管理体制の充実 (790)	緑のまちづくりの推進 (588)	ごみの適正処理とリサイクル (508)	ごみの適正処理とリサイクル (537)
5位	緑のまちづくりの推進 (767)	医療・衛生管理体制の充実 (536)	緑のまちづくりの推進 (437)	緑のまちづくりの推進 (413)
6位	健康づくりの推進(522)	健康づくりの推進(434)	健康づくりの推進(310)	健康づくりの推進(349)
7位	身近な生活道路の整備 (354)	市役所の窓口サービスの向上 (361)	高齢社会対策の推進 (249)	身近な生活道路の整備 (200)
8位	市役所の窓口サービスの向上 (312)	身近な生活道路の整備 (290)	都市景観の整備(224)	市役所の窓口サービスの向上 (198)
9位	都市景観の整備(307)	高齢社会対策の推進 (282)	身近な生活道路の整備 (198)	都市景観の整備(170)
10位	高齢社会対策の推進 (292)	都市景観の整備(245)	市役所の窓口サービスの向上 (182)	大気・騒音・水質などの環境 保全(164)

⑮ ⑬

(表2) 市政要望上位10位の推移

カッコ内の数字はスコア(得点数)で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1位	高齢社会対策の推進 (1,167)	医療・衛生管理体制の充実 (1,032)	高齢社会対策の推進 (812)	高齢社会対策の推進 (870)
2位	医療・衛生管理体制の充実 (1,064)	高齢社会対策の推進 (839)	子育て支援の推進(540)	子育て支援の推進(679)
3位	子育て支援の推進(770)	子育て支援の推進(662)	産業の振興(508)	産業の振興(531)
4位	産業の振興(743)	産業の振興(584)	医療・衛生管理体制の充実 (408)	学校教育の充実(375)
5位	学校教育の充実(558)	学校教育の充実(400)	学校教育の充実(337)	医療・衛生管理体制の充実 (333)
6位	地域温暖化対策などの推進 (376)	地域温暖化対策などの推進 (362)	身近な生活道路の整備 (322)	身近な生活道路の整備 (247)
7位	身近な生活道路の整備 (298)	市街地の整備・再開発 (277)	市街地の整備・再開発 (273)	市街地の整備・再開発 (243)
8位	市役所の窓口サービスの向上 (272)	身近な生活道路の整備 (265)	地域温暖化対策などの推進 (265)	地球温暖化対策などの推進 (221)
9位	市街地の整備・再開発 (269)	防犯、暴力追放運動の推進 (232)	ワーク・ライフ・バランスの推 進(222) ※令和3年度16位	緑のまちづくりの推進 (210)
10位	緑のまちづくりの推進 (252)※R元年度17位	道路・交通ネットワークの整 備(228)	緑のまちづくりの推進 (217)	道路・交通ネットワークの整 備(183)

⑪
⑬
⑬
⑫

⑭
⑮
⑫

(表3) 市政評価全順位

順位	調査項目	スコア
1位	防犯、暴力追放運動の推進	886
2位	子育て支援の推進	735
3位	医療・衛生管理体制の充実(救急医療、感染症対策など)	693
4位	ごみの適正処理とリサイクル	537
5位	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	413
6位	健康づくりの推進(検診、予防、食育など)	349
7位	身近な生活道路の整備	200
8位	市役所の窓口サービスの向上	198
9位	都市景観の整備(まち並みづくりと歴史的建造物の活用など)	170
10位	大気・騒音・水質などの環境保全	164
11位	道路・交通ネットワークの整備	163
12位	スポーツの振興	147
13位	高齢社会対策の推進	146
14位	交通・物流(空港、港湾など)機能の強化	142
15位	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	114
16位	市街地の整備・再開発	113
17位	芸術・文化活動の振興	110
18位	学術の振興(学術研究都市の推進、市立大学の充実など)	107
19位	学校教育の充実	103
20位	観光・コンベンション(大規模な会議など)の振興	101
21位	産業の振興(企業の誘致・成長支援、雇用の促進など)	92
22位	生涯学習の推進	65
23位	アジアを中心とした交流の推進と国籍を問わず快適に暮らせるまち	53
24位	住宅供給の促進・快適な住環境の整備	50
25位	駐車対策	43
26位	青少年の健全育成の推進	41
26位	障害者施策の推進	41
28位	防災体制の充実	39
29位	地域コミュニティづくりの支援	37
29位	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	37
31位	ボランティア・NPO活動の支援	27
32位	人権の尊重と男女共同参画(あらゆる分野への女性の参画)の推進	26
33位	消費者被害防止対策	18
34位	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	10

※スコア(得点数)とは、1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

(表4) 市政要望全順位

順位	調査項目	スコア
1位	高齢社会対策の推進	870
2位	子育て支援の推進	679
3位	産業の振興(企業の誘致・成長支援、雇用の促進など)	531
4位	学校教育の充実	375
5位	医療・衛生管理体制の充実(救急医療、感染症対策など)	333
6位	身近な生活道路の整備	247
7位	市街地の整備・再開発	243
8位	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	221
9位	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	210
10位	道路・交通ネットワークの整備	183
11位	市役所の窓口サービスの向上	169
12位	住宅供給の促進・快適な住環境の整備	168
13位	防犯、暴力追放運動の推進	164
14位	交通・物流(空港、港湾など)機能の強化	162
15位	駐車対策	160
16位	青少年の健全育成の推進	153
17位	ごみの適正処理とリサイクル	150
18位	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	149
19位	障害者施策の推進	136
20位	健康づくりの推進(検診、予防、食育など)	124
21位	防災体制の充実	117
22位	アジアを中心とした交流の推進と国籍を問わず快適に暮らせるまち	90
23位	生涯学習の推進	89
23位	芸術・文化活動の振興	89
23位	スポーツの振興	89
26位	大気・騒音・水質などの環境保全	88
27位	消費者被害防止対策	85
28位	学術の振興(学術研究都市の推進、市立大学の充実など)	79
29位	都市景観の整備(まち並みづくりと歴史的建造物の活用など)	78
30位	観光・コンベンション(大規模な会議など)の振興	74
31位	人権の尊重と男女共同参画(あらゆる分野への女性の参画)の推進	66
31位	地域コミュニティづくりの支援	66
33位	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	46
34位	ボランティア・NPO活動の支援	37

※スコア(得点数)とは、1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

1 政令指定都市

札幌市 総務局 広報部 市民の声を聞く課 札幌市中央区北1条西2丁目	TEL011-211-2042
仙台市 市民局 区政部 広聴課 仙台市青葉区国分三丁目7番1号	TEL022-214-6132
さいたま市 市長公室 秘書広報部 広聴課 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	TEL048-829-1931
千葉市 総合政策局 市長公室 広報広聴課 千葉市中央区千葉港1番1号	TEL043-245-5298
川崎市 総務企画局 都市政策部 企画調整課 川崎市川崎区宮本町1番地	TEL044-200-2148
横浜市 市民局 総務部 広聴相談課 横浜市中区本町六丁目50番地の10	TEL045-671-2333
相模原市 市長公室 広聴広報課 相模原市中央区中央二丁目11番15号	TEL042-769-8299
新潟市 市民生活部 広聴相談課 新潟市中央区学校町通1番町602番地1	TEL025-226-2094
静岡市 総務局 市長公室 広報課 静岡市葵区追手町5番1号	TEL054-221-1354
浜松市 企画調整部 広聴広報課 浜松市中区元城町103番地の2	TEL053-457-2021
名古屋市 スポーツ市民局 市民生活部 広聴課 名古屋市中区三の三丁目1番1号	TEL052-972-3139
京都市 総合企画局 市長公室 広報担当 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	TEL075-222-3094
大阪市 政策企画室 市民情報部 広聴担当 大阪市北区中之島1丁目3番20号	TEL06-6208-7331
堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 堺市堺区南瓦町3番1号	TEL072-228-7475
神戸市 市長室 広報戦略部 広聴担当 神戸市中央区加納町六丁目5番1号	TEL078-331-8181

岡山市 市長公室 広報広聴課 岡山市北区大供一丁目1番1号	TEL086-803-1025
広島市 企画総務局 市民相談センター 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	TEL082-504-2120
福岡市 市長室 広聴課 福岡市中央区天神1丁目8番1号	TEL092-711-4067
熊本市 政策局 秘書部 広聴課 熊本市中央区手取本町1番1号	TEL096-328-2075
北九州市 総務市民局 市民部 広聴課 北九州市小倉北区内1番1号	TEL093-582-2525

2 九州各都市(政令指定都市除く)

久留米市 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町15番地3	TEL0942-30-9017
佐賀市 総務部 秘書課 佐賀市栄町1番1号	TEL0952-40-7024
長崎市 企画政策部 広報広聴課 長崎市魚の町4番1号	TEL095-829-1114
佐世保市 総務部 広報広聴課 佐世保市八幡町1番10号	TEL0956-24-1111
大分市 企画部 広聴広報課 大分市荷揚町2番31号	TEL097-537-5601
宮崎市 総合政策部 秘書課 広報広聴室 宮崎市橘通西1丁目1番1号	TEL0985-21-1705
鹿児島市 市民局 市民文化部 市民相談センター 鹿児島市山下町11番1号	TEL099-216-1205

北九州市歌

北九州市選定
平尾一男 作詞
長谷川良夫 作曲

力強く ♩=112



1. やまなみに あさの ひは—え て げん かい
の なみ う つとこ—ろ きぼ—う もて ひら
cresc. poco a poco cresc.
け しまら に たくま—し—き しみ ん の いぶ
poco allargando *ff* a tempo (3. volta rit.)
き あ あ わが 市 きた きゅう
1. 2. 3.
しゅう しゅう

一、山脈に 朝の陽映えて

玄海の 波うつところ

希望もて ひらけしまちに

たくまשיき 市民のいぶき

ああ わが市 北九州

二、くれないに 熔炉は燃えて

紺碧の 大空高く

美しき 若戸の橋に

天かける 理想はきよし

ああ わが市 北九州

三、海遠く 幸を求めて

伸びゆくは 若き力ぞ

大いなる 光の下に

躍進の 未来をめざさん

ああ わが市 北九州



北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

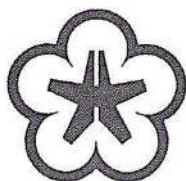
きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくります

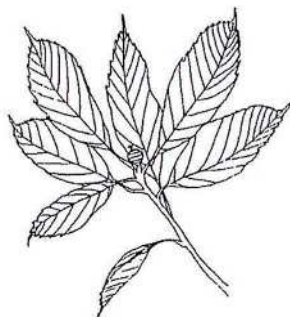
学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

市 章



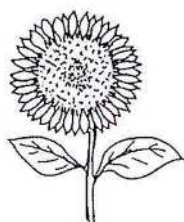
周囲の五つの花びらは、合併による旧5市の一体化を表わし、中央は北九州の“北”、九州の“九”および“大”の字を表しています。また星形に図案化されているのは、歯車で工業を、放射形で市の発展を表現しています。

シンボルツリー（イチイガシ）

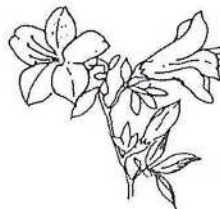


ブナ科のアカガシ属常緑大高木で、幹は枝分れが少なく直立し、高さ30m以上、直径1m以上に成長します。姿が美しくその材質は優れ、独特の形と風格を備え、成長もおう盛なところから、百万都市にふさわしい大樹として「シンボルツリー」に選ばれました。

ひまわり◀(市の花)▶つつじ



「つつじ」は公園や公共施設、緑化等に多く用いられており、市民に親しまれているところから、「ひまわり」は花が太陽の方向に向いて活力があり、ダイナミックな北九州市を象徴する花であるところから、「市の花」に選ばれました。



広聴事業概要

令和6年10月発行

発行編集 北九州市総務市民局広聴課

北九州市小倉北区域内1番1号

電話 (093)582-2527

本書は北九州市ホームページにも掲載しています。

URL https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu05_00334.html